

趣旨

- 自動車の使用者等に対して以下の事項を遵守させるよう、都道府県警察に求めるもの

自動車の使用者の義務

- 運転者に対し道路交通法に定められた交通方法等各種ルールを遵守させる義務
- 運転者に、飲酒、過労運転をさせないなどの運行管理義務
- 飲酒、過労運転の下命容認の禁止
- 一定台数以上の自動車を使用する場合は安全運転管理者を選任

安全運転管理者の業務

- ・ 安全運転教育
 - ・ 安全運転に必要な業務
- 点呼等により自動車の点検や飲酒、過労でないかを確認